

大分県公衆衛生獣医師インターンシップ実施要領

1 目的

大分県が実施する公衆衛生獣医師の学生実習受入制度（以下、「インターンシップ」という。）に関して必要な事項を定める。

2 趣旨

インターンシップをとおして、学生が公衆衛生行政への理解を深め、専門的な行政職としての職業意識の向上を図る。

3 学生実習の対象者

インターンシップは、前述の趣旨に合致し、学生または学生が所属する大学から要請があり、次の受入条件を満たす学生を対象者とする。

4 受入条件

(1) 費用負担等

学生は、インターンシップに関する宿泊及び旅費、食事代等の費用を負担しなければならない。

（但し、カリキュラムに定める実習、公用車での移動に必要な経費を除く。）

(2) 服務遵守等

学生は、実習先の所属管理者等の指示に従うとともに、個人情報の保護及び各種情報のセキュリティー管理を遵守しなければならない。

5 受入手続き

学生及び大学は、次の書類を事前に県に提出しなければならない。

なお、様式1及び様式2は、大学の所定様式に替えることができる。

(1) 「大分県公衆衛生獣医師インターンシップ申込書」(様式1)

(2) 「誓約書」(様式2)

(3) その他、県が必要とする書類(単位認定に関する書類等)

6 カリキュラム

県は、「大分県公衆衛生獣医師インターンシップ一般カリキュラム」(様式3)をもとに、学生・大学及び受入先の所属と協議してカリキュラムを作成する。

7 募集(実施)期間

県は、学生または大学と協議して、受け入れ可能な期間でインターンシップを実施する。(但し、土日、祝祭日を除く。)

8 受入通知書等

- (1) 県は、提出書類等を確認したうえで、学生または大学へ「大分県公衆衛生獣医師インターンシップ通知書」(様式4)を交付する。
- (2) 県は、インターンシップ受入先の所属長へ「大分県公衆衛生獣医師インターンシップ依頼書」(様式5)により依頼する。

9 報告書

学生等は、研修内容について、「大分県公衆衛生獣医師インターンシップ報告書」(様式6)をインターンシップ終了後、すみやかに県に提出しなければならない。
なお、様式6は、大学の所定様式に替えることができる。

10 その他

- (1) 学生は、インターンシップに関するすべての事故に対して、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) インターンシップに関して必要な事項は、この要領に定めることのほかに、県が学生または大学と協議して定める。

11 適用

この要領は、平成23年2月16日から適用する。